

資料提供	
令和元年7月2日	
担当課 (担当者)	西部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課 (福田、松田)
電話	0859-31-9351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分(許可取消)

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり行政処分(許可の取消し)を行いました。

記

- 被処分者
兵庫県加古川町北在家372番地の6
有限会社アイヨ (ゆうげんがいしゃあいよ)
代表取締役 塩谷 文博 (しおたに ふみひろ)
- 処分年月日
令和元年6月26日
- 処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 行政処分を行う理由等
有限会社アイヨが、令和元5月8日付けで神戸地方裁判所において破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の許可の取消し要件に該当したため。

5 許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03104151250
許可年月日	平成29年2月28日
事業の範囲	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上14品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含み、いずれも積替え保管を除く。 ※「ガラスくず等」とは、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。